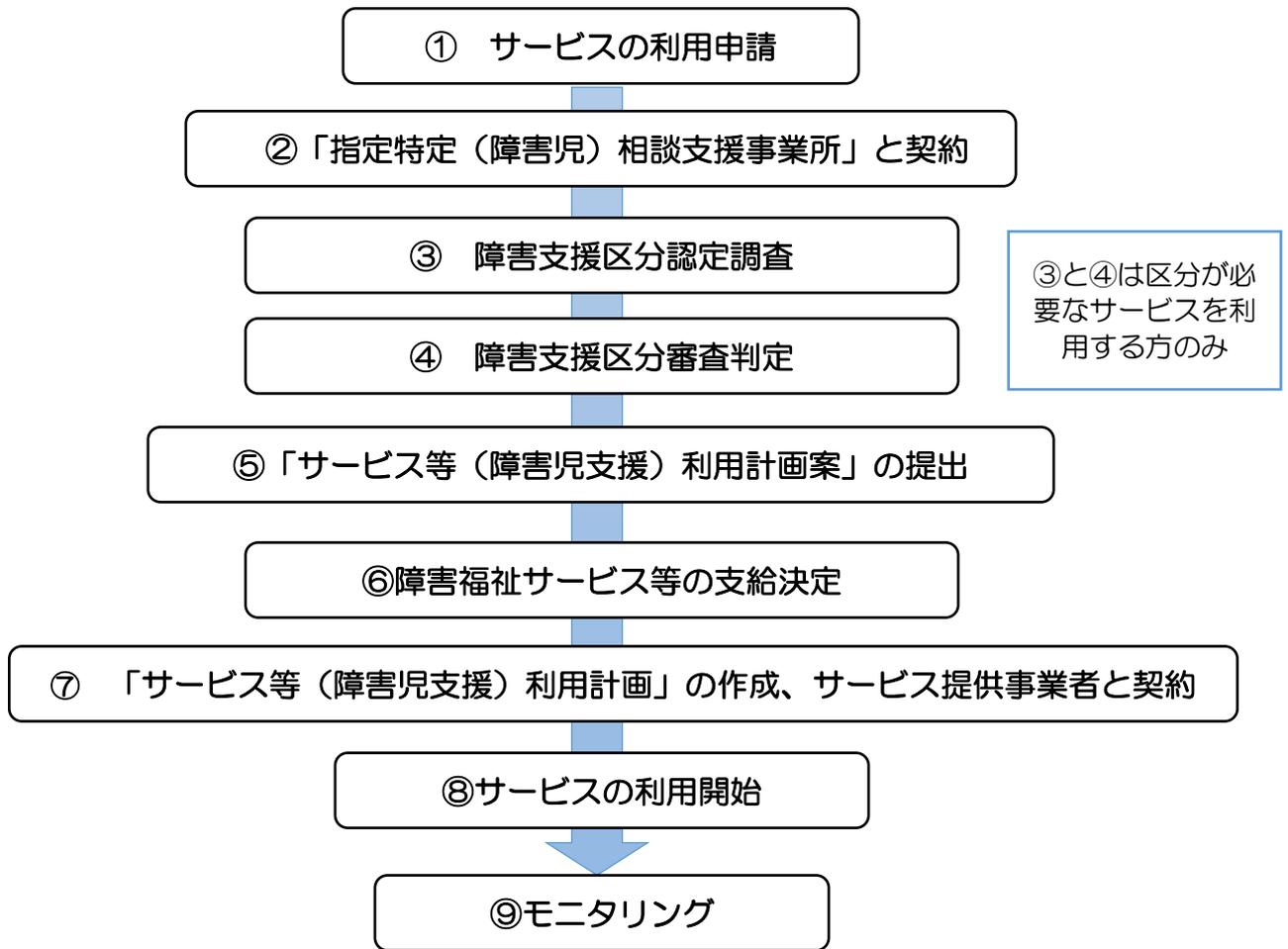


## サービス利用までの流れ（カッコ書は障害児支援）



## 始良市内の相談支援事業所

事業所名	事業所所在地	電話	特 定	児
生活支援センター さちかぜ	西宮島町5番地1	0995-62-3051	○	○
鹿児島サン・ヴィレッジ始良 相談支援事業所	平松 1180 番3	0995-66-3990	○	-
地域生活支援事業所アシスト	平松 6488 番地	0995-73-5842	○	-
ウイングプランセンター	東餅田 1442 番地 1	0995-73-3913	○	○
障害児相談支援事業所 虹の家	船津 1697-16-103 号	0995-73-6131	-	○
相談支援事業所 ともしび（新規受入れ不可）			○	○
相談支援事業所 あじさい	船津 1697-16-103 号	0995-73-6131	○	-
Becoming 相談支援	東餅田 397 番地3プライムサイドB	090-9820-3057	○	○
ネクサスプランセンター	東餅田 336 番地イオンタウン始良東街区1階	0995-55-1880	○	○
相談支援事業所 Prism	平松 2208 番地	080-4807-6357	○	○
相談支援事業所 セカンドプレイス	加治木町本町 147-1	0995-55-9911	-	○
相談支援事業所 はなまる	加治木町木田 3979-1-1F	0995-62-6220	-	○

### ① サービス利用申請

- ・ 申請者は障害福祉サービス等に係る利用申請書を市窓口提出します。

### ② 「指定特定相談支援事業所」と契約

- ・ 申請者は計画相談支援の提供について、「指定特定（障害児）相談支援事業所」と利用契約を行います。
- ・ 「指定特定（障害児）相談支援事業所」は、障害支援区分の認定後、「サービス等利用計画案」を作成し、申請者に交付します。

### ③ 障害支援区分認定調査（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害児は不要）

- ・ 市は、申請者に対し、障害支援区分認定調査・概況調査・サービス利用の意向調査を行います。

### ④ 障害支援区分審査判定（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害児は不要）

- ・ 市は、障害支援区分認定等審査会に対し、障害支援区分の審査判定を依頼します。その後、審査会の判定を基に障害支援区分の認定を行います。

### ⑤ 「サービス等（障害児支援）利用計画案」の提出

- ・ 申請者は、「指定特定（障害児）相談支援事業所」が作成した「サービス等（障害児支援）利用計画案」を市窓口提出します。（指定特定（障害児）相談支援事業所が市に直接提出することもできます。）

### ⑥ 障害福祉サービス等の支給決定 受給者証交付

- ・ 市は、「介護（障害児通所）給付費等支給決定通知書」及び「計画（障害児）相談支援給付費支給通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る公費負担を決定し、併せて、「福祉サービス受給者証」を申請者に交付します。

### ⑦ 「サービス等（障害児支援）利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約

- ・ 「指定特定（障害児）相談支援事業所」は、支給決定を踏まえ、サービス提供事業者と連絡調整を行い、「サービス等（障害児支援）利用計画」を作成し、申請者に交付します。
- ・ 申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

### ⑧ サービスの利用開始

- ・ 申請者は、「福祉サービス受給者証」をサービス提供事業者に提示し、サービスを利用します。

### ⑨ モニタリング

- ・ 「指定特定（障害児）相談支援事業所」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。その際に、新たなサービスの利用が必要な場合には、申請者に対し、当該サービスの利用申請を勧奨します。